

●東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

※ 避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とする休業等の場合は、「経済上の理由」に該当しないため本助成金の対象になりません。

問合せ先：ハローワーク銚子

TEL 0479-22-7406

FAX 0479-22-4620